

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手続

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 秘密の情報

第七条 租税

第八条 一般的例外及び安全保障のための例外

第九条 他の協定との関係

第十条 実施取極

第十一条 合同委員会

第十二条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十三条 定義

第十四条 物品の分類

第十五条 内国民待遇

第十六条 関税の撤廃又は引下げ

第十七条 関税上の評価

第十八条 輸出補助金

第十九条 非関税措置

第二十条 二国間セーフガード措置

第二十一条 国際収支の擁護のための措置

第二十二条 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係

第三章 原産地規則

第二十三条 定義

第二十四条 原産品

第二十五条 完全に得られ、又は生産される産品

第二十六条 完全には得られず、又は生産されない産品

第二十七条 原産資格割合の算定

第二十八条 僅少きんの非原産材料

第二十九条 累積

第三十条 原産資格を与えることとならない作業

第三十一条 直接積送

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

第三十四条 間接材料

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

第三十六条 運用上の証明手続

第三十七条 原産地規則に関する小委員会

第四章 税関手続

第三十八条 適用範囲

第三十九条 定義

第四十条 透明性

第四十一条 通関

第四十二条 通過物品

第四十三条 協力及び情報の交換

第四十四条 税関手続に関する小委員会

第五章 衛生植物検疫措置

第四十五条 適用範囲

第四十六条 権利及び義務の再確認

第四十七条 照会所

第四十八条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第四十九条 第十三章の規定の不適用

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十条 目的

第五十一条 適用範囲

第五十二条 権利及び義務の再確認

第五十三条 協力

第五十四条 照会所

第五十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第五十六条 第十三章の規定の不適用

第七章 サービスの貿易

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 市場アクセス

第六十条 内国民待遇

第六十一条 追加的な約束

第六十二条 特定の約束に係る表

第六十三条 最恵国待遇

第六十四条 特定の約束に係る表の修正

第六十五条 資格、技術上の基準及び免許

第六十六条 承認

第六十七条 独占及び排他的なサービス提供者

第六十八条 支払及び資金の移転

第六十九条 国際収支の擁護のための制限

第七十条 利益の否認

第七十一条 サービスの貿易に関する小委員会

第七十二条 約束の見直し

第七十三条 セーフガード措置

第八章 自然人の移動

第七十四条 適用範囲

第七十五条 定義

第七十六条 特定の約束

第七十七条 要件及び手続

第七十八条 自然人の移動に関する小委員会

第七十九条 追加的な交渉

第九章 知的財産

第八十条 一般規定

第八十一条 内国民待遇

第八十二条 最恵国待遇

第八十三条 手続事項の簡素化及び調和

第八十四条 透明性

第八十五条 知的財産の保護についての啓発の促進

第八十六条 特許

第八十七条 意匠

第八十八条 商標

第八十九条 著作権及び関連する権利

第九十条 植物の新品種

第九十一条 地理的表示

第九十二条 不正競争

第九十三条 国境措置に係る権利行使

第九十四条 民事上の救済に係る権利行使

第九十五条 刑事上の制裁に係る権利行使

第九十六条 協力

第九十七条 知的財産に関する小委員会

第九十八条 安全保障のための例外

第十章 競争

第九十九条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

第一百条 定義

第一百一条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

第一百二条 技術協力

第百三条 第六条3及び第十三章の規定の不適用

第百四条 雑則

第十一章 ビジネス環境の整備

第百五条 基本原則

第百六条 政府調達

第百七条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

第百八条 協議の場

第百九条 連絡事務所

第百十条 第十三章の規定の不適用

第十二章 協力

第百十一条 基本原則

第百十二条 協力の範囲及び形態

第百十三条 実施

第百十四條 協力に関する小委員会

第百十五條 次章の規定の不適用

第十三章 紛争解決

第百十六條 適用範囲

第百十七條 協議

第百十八條 あつせん、調停又は仲介

第百十九條 仲裁裁判所の設置

第百二十條 仲裁裁判所の任務

第百二十一條 仲裁裁判手続

第百二十二條 仲裁裁判手続の終了

第百二十三條 裁定の実施

第百二十四條 費用

第十四章 最終規定

第二百二十五条	目次及び見出し
第二百二十六条	附属書及び注釈
第二百二十七条	改正
第二百二十八条	効力発生
第二百二十九条	終了
附属書一	第十六条に関する表
附属書二	品目別規則
附属書三	運用上の証明手続
附属書四	金融サービス
附属書五	第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書六	第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書七	自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下この協定において「ベトナム」という。）は、国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

両締約国間の開発に係る格差を認識し、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるこ

とを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一 B サービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、
両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

- (a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。
- (b) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。
- (c) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

- (d) 両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。
- (e) 各締約国におけるビジネス環境を整備すること。
- (f) この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。
- (g) この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条 一般的定義

この協定の適用上、

- (a) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域（領海を含む。）並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈 この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

- (b) 「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う権限のある当局をいう。
- (c) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f) 「両締約国」とは、日本国及びベトナムをいい、「締約国」とは、日本国又はベトナムをいう。

(g) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条 透視性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であつて、この協定の対象となる事項に関するものを、自国の法令に従つて、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、導入され、又は変更された当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、自国の法令に従つて、適当な期間を置くよう努める。

第四条 公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、次の事項を行うために、自国の法令に従つて、公衆による意見提出の手続を採用し、又は維持するよう努める。

(a) この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること。

- (b) 公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮すること。

第五条 行政上の措置に関連する手続

- 1 締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

- (a) 3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

- (b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

- 2 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

- (a) そのような基準をできる限り具体的なものとする。

- (b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとする。

3 締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるところ。

(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとする。

第六条 秘密の情報

1 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2 1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が、自国の法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第七条 租税

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第八条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 次章から第四章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第七章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九条 他の協定との関係

1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

4 二千三年十一月十四日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下この条において「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、第二十条の規定を除き、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

5 一方の締約国が投資協定に基づいて他方の締約国に対して義務を負う場合において、当該他方の締約国に対しこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇が投資協定の下で与えられるときは、この協定のいかなる規定も、当該義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十条 実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下この協定において「実

「施取極」という。)を締結する。

第十一条 合同委員会

- 1 この協定に基づき合同委員会を設置する。
- 2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
 - (a) この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
 - (b) この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。
 - (c) この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。
 - (d) 次のものを採択すること。
 - (i) 附属書一第二部及び附属書三第十一規則に規定する運用上の規則
 - (ii) 必要な決定
 - (e) 両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。
- 3 (a) 合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4 合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5 合同委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第十二条 両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章 物品の貿易

第十三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「二国間セーフガード措置」とは、第二十条4に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b) 「関税」とは、製品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 締約国の産品であつて、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に

対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

- (ii) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

- (iii) 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

- (c) 「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

- (d) 「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する製品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該製品の生産高の合計が当該製品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

- (e) 「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

- (f) 「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十条11(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h) 「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい
い、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十四条 物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十五条 内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民
待遇を与える。

第十六条 関税の撤廃又は引下げ

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属
書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2 両締約国は、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改
善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3 特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、自国の法令及び手続に従い、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第十七条 関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下この協定において「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十八条 輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に従い、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十九条 非関税措置

1 一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税

措置も新設し、又は維持してはならない。

2 各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保する。各締約国は、貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十条 二国間セーフガード措置

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下この条において「農業協定」という。）第五条の規定に従い、他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることができる。この協定の第十三章の規定は、千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとつたいかなる行為についても、適用しない。

2 一方の締約国は、自国がこの協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果により、又は事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務の効果により、他方の締約国の原

産品が自国において同種の又は直接に競合する産品を生産する自国の国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で、及びそのような条件で、自国に輸入されているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることが出来るものとする。

3 締約国は、附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4 二国間セーフガード措置をとる締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる他方の締約国の原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の関税のうちいずれか低い方を超えない水準まで他方の締約国の原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における当該原産品の実行最恵国税率

(ii) この協定が効力を生ずる日の前日における当該原産品の実行最恵国税率

5 (a) 締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) (a)に規定する調査については、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

6 次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a) 一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する5(a)に規定する調査を開始する場合

(ii) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b) (a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i) (a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

- (ii) (a) (ii) 及び (iii) の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とらうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間
- (c) 二国間セーフガード措置をとらうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、5 (a) に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び 7 に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。
- (d) 二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、四年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするた

め、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) ある産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置をとる締約国の附属書一の表に従い、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

7 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定に基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国は、(a)に規定する補償を追求するに当たり、合同委員会において協議を行う。当該協議から生ずるいずれの手続も、二国間セーフガード措置がとられた日から三十日以内に完了するものとする。

(c) (b)に規定する期間内に補償についての合意が得られない場合には、その原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税の譲許であつて、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものを停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、当該譲許の停止を行うことができる。この(c)に定める譲許を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されるべきでない。

8 (a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従つて他方の締約国の原産品の輸入に関してセーフガード措置をとる一方の締約国は、当該輸入に対して二国間セーフガード措置をとってはならない。

(b) 6 (d)に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が(a)の規定に従つて二国間セーフガード措置をとらないことによつて中断されない。

9 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

10 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

11 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、4 (a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに合同委員会において両締約国による協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、5に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、6 (d)に規定する期間

に算入される。

(d) 6 (f)の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。

(e) 暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる5 (a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

12 両締約国間で交換されるすべての公式の連絡及び文書であつて、二国間セーフガード措置に関するものは、書面によるものとし、英語で行うものとする。

13 (a) 両締約国は、この協定が効力を生じた後十年以内に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この条の規定について見直しを行う。

(b) 両締約国は、(a)の規定に基づく見直しの間に二国間セーフガード措置に関する制度を撤廃することに合意しない場合には、その後は合同委員会において、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するための見直しを行う。

第二十一条 国際収支の擁護のための措置

締約国において国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、当該締約国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置をとることができ

る。

第二十二條 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の協定との

関係

両締約国は、本章の規定に基づくいかなる約束も、第九条に規定するとおり、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定に基づく両締約国の約束に影響を及ぼすものではないことを再確認する。

第三章 原産地規則

第二十三條 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であつて、当該輸出締約国から産品を輸出す

るものをいう。

(b) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。

(c) 「一般的に認められている会計原則」とは、収入、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行

及び手続を含む。

(d) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(e) 「同一の又は交換可能な材料」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である材料であつて、産品に組み込まれた後は、いかなる表示に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

(f) 「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g) 「材料」とは、物又は物質であつて、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

(h) 「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従つて原産品とされる産品又は材料をいう。

(i) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中又は船積み中に保護するために使用される産品であつて、その産品の小売用の容器及び材料以外のものをいう。

(j) 「関税上の特惠待遇」とは、第十六条1の規定に従つて輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

- (k) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

第二十四条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすもの
- (c) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

第二十五条 完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

- (a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

注釈 この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

- (b) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
- 注釈 この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウイルスを含む。）をいう。
- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
- (d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品
- (e) 当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）
- (f) 当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- 注釈 この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (g) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品
- (h) 当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品

- (i) 当該締約国において収集される産品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの
 - (j) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料
 - (k) 当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (1) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
- 第二十六条 完全には得られず、又は生産されない産品
- 1 第二十四条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
- (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合（以下この協定において「LVC」という。）が四十パーセント以上の産品であつて、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
 - (b) 当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税

分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であつて四桁番号けたの水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がLVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

3 1(a)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則であつて、特定のLVCを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のLVCは、当該産品の規則に定める割合以上であ

ることを要件とする。

- 4 1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてC TC又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第二十七条 原産資格割合の算定

- 1 製品のLVCは、次の計算式を用いて算定する。

$$LVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \%$$

- 2 この条の規定の適用上、

- (a) 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の本船渡しの際額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

- (b) 「LVC」とは、百分率で表示される製品のLVCをいう。

- (c) 「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

3 (a) 産品の本船渡しの際の価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2 (a)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 産品の本船渡しの際の価額が存在しない場合には、2 (a)に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4 1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん

包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5 1の規定の適用上、製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6 3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条 僅少きんの非原産材料

1 第二十六条1(b)に定める要件又は附属書二に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。

(a) 統一システムの第一六類、第一九類、第二〇類、第二二類、第二三類、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された

非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b) 統一システムの第九類、第一八類及び第二二類に分類される特定の産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、附属書二に定められているとおり、当該産品のＦＯＢの十パーセント又は七パーセント以下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

注釈 この１の規定の適用上、前条２(a)の規定を適用する。

２ もつとも、１に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なＬＶＣに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。

第二十九条 累積

一方の締約国の原産材料であつて、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについて

は、当該他方の締約国の原産材料とみなす。

第三十条 原産資格を与えることとならない作業

製品については、次の作業が行われることのみを理由として、CTC又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十一条 直接積送

1 関税上の特惠待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与える。

2 次のいずれかの産品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a) 輸出締約国から輸入締約国に直接輸送される産品

(b) 一又は二以上の第三国を経由して輸送される産品。ただし、当該産品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

1 産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該産品に適用可能なCTCに基づく原産地規則を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器については、当

該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

- 3 産品がLVCに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のLVCを算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

- 1 産品がCTC又は特定の製造若しくは加工作業の要件の対象となる場合には、当該産品が原産品であるかを決定するに当たり、当該産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

- 2 産品がLVCに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のLVCを算定するに当たり、附属

品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に依じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条 間接材料

1 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。

2 この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の製品の生産、試験若しくは検査に使用される製品（当該他の製品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

- (a) 燃料及びエネルギー
- (b) 工具、ダイス及び鑄型
- (c) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (d) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(f) 製品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品

(g) 触媒及び溶剤

(h) 他の製品に組み込まれていないその他の製品であつて、当該他の製品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条 運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第三十七条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従つて、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の付録の改正
 - (iii) 附属書三第十一規則に規定する運用上の規則
 - (b) この章の規定に関連する他の問題であつて両締約国が合意するものについて検討すること。
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国の合意に基づき、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができるとができる。
- 4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四章 税関手続

第三十八条 適用範囲

1 この章の規定は、税関手続に係る次の事項を促進するために、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

(a) 透明性

(b) 簡素化及び調和

(c) 協力及び情報の交換

2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十九条 定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であつて、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四十条 透明性

1 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者につ

いても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3 各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があつた場合であつて適当なときは、自国の関税法令に關し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考え他の適切な情報も併せて提供する。

第四十一条 通関

1 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2 各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a) 情報通信技術を利用するよう努めること。

- (b) 税関手続を簡素化すること。
- (c) 関税協力理事会の主権の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。
- (d) 適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。
 - (i) 自国の他の国内当局
 - (ii) 自国の貿易関係者
 - (iii) 第三国の税関当局
- 3 各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査手続であつて、容易に利用可能なものを提供する。

第四十二条 通過物品

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第四十三条 協力及び情報の交換

1 両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2 そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3 第六条3の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十四条 税関手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c) この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4 小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章 衛生植物検疫措置

第四十五条 適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であつて、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下この協定において「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第四十六条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第四十七条 照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第四十八条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b) 相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c) 衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d) 両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力を強化するため、これについて討議すること。

(e) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の職員から成る。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5 小委員会は、必要な場合には、衛生植物検疫措置に係る特定の分野に関する特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

第四十九条 第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十条 目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の貿易を促進することを目的とする。

(a) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。

(c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について両締約国間の情報の交換及び

協力を強化すること。

(d) 標準化及び適合性評価に関する作業について、国際的及び地域的な場における両締約国間の協力を強化すること。

(e) この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第五十一条 適用範囲

1 この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2 この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書 A に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

3 この章のいかなる規定も、正当な目的の達成のために必要な限度において、強制規格及び任意規格を立案し、制定し、及び適用する締約国の権利を制限するものではない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは

健康の保護又は環境の保全をいう。

第五十二条 権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第五十三条 協力

1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

2 1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

- (a) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。
- (b) 研修を目的とした両締約国の政府職員の交流を行うこと。
- (c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(d) 適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

(e) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について責任を負う団体が相互に関心を有する事項について協力することを奨励すること。

(f) 相互承認のための既存の枠組みであつて、国際協定に基づき設立され、又は関連する国際的及び地域的な機関によつて形成されたものへの参加を拡大すること。

3 この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第五十四条 照会所

1 各締約国は、この章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する。

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の指定された照会所の名称及び当該照会所の関係職員の間先についての詳細（電話、ファクシミリ、電子メールその他の関連する詳細についての情報を含む。）を通報する。

3 一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の照会所の変更及び関係職員の情報修正を速やかに通報す

る。

第五十五条 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 第五十三条の規定に基づく協力を調整すること。
- (b) 協力の強化のために相互に合意する優先分野を明らかにすること（いずれかの締約国から提起されるいかなる提案に対しても好意的な考慮を払うことを含む。）。
- (c) 他方の締約国の適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、相互に合意する優先分野における事業計画を作成すること。
- (d) 事業計画の進捗状況^{ちよく}を監視すること。
- (e) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
- (f) 技術的な協議を円滑にすること。

- (g) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (h) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
- 4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第五十六条 第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章 サービスの貿易

第五十七条 適用範囲

- 1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
- 2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に

影響を及ぼすものを除く。

- (i) 航空機の修理及び保守のサービス
 - (ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
 - (iii) コンピュータ予約システムのサービス
 - (b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
 - (c) 出入国管理に関する法令に基づく措置
 - (d) 一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
 - (e) 政府調達
- 3 附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。
- 第五十八条 定義
- この章の規定の適用上、
- (a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又は

その一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合併企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

- (i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であつて、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの
- (ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人
 - (A) 他方の締約国の自然人
 - (B) (i)に規定する他方の締約国の法人
- (f)(i) 法人が締約国の者又は第三国の者によつて「所有」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
- (ii) 法人が締約国の者又は第三国の者によつて「支配」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によつて支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によつて支配される場合をいう。

(g) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たつてとる措置

(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

- (j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
- (k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。
- (l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。
- (m) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
 - (i) 特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野
 - (ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）
- (n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
- (o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
- (p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

- (i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。
- (ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス
- (q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
- (r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。
- 注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じてこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

- (s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
- (t) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。
- (u) 「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。
 - (i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
 - (ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
 - (iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
 - (iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(v) 「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十九条 市場アクセス

1 一方の締約国は、前条(u)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 締約国は、前条(u)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(u)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2 締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a) サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの）

の又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)

(e) サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第六十条 内国民待遇

1 一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第六十一条 追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉

することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第六十二条 特定の約束に係る表

1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。附属書五の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

- (a) 市場アクセスの条件及び制限
- (b) 内国民待遇についての条件及び制限
- (c) 追加的な約束
- (d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2 第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、第五十九条に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもありとみなす。

第六十三条 最恵国待遇

1 附属書六に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与え

る。

2 1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

3 この協定が効力を生じた後に一方の締約国が2に規定する種類の協定を第三国と締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、そのような協定に基づいて当該第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える可能性について協議する機会を当該他方の締約国に与える。

第六十四条 特定の約束に係る表の修正

1 サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第二百二十七条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2 一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の

特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第六十五条 資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連する当該一方の締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

- (a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。
- (b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
- (c) 免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

第六十六条 承認

1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

3 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a) 第六十三条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分

に与える。

(c) 当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十七条 独占及び排他的なサービス提供者

1 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであつて当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たつて直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3 一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供

を要請することができる。

4 この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を實質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条 支払及び資金の移転

1 締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する經常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条 国際収支の擁護のための制限

1 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国

は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2 1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- (d) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (e) 一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3 締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサー

ビスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4 1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七十条 利益の否認

1 各締約国は、法人であるサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a) 当該締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、法人であるサービス提供者が他方の締約国のサービス提供者でないと認めるときは、

事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条 サービスの貿易に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な水準の均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。

(b) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(c) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者

であつて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4 小委員会の下に、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書四で定める。

第七十二条 約束の見直し

1 両締約国は、この章の規定に基づき行つたサービスの貿易に関する約束の全般的な水準を改善するため、この協定の効力発生の日から五年以内に見直しを行う。

2 両締約国は、1の規定に従つて見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1及び第十九条2に規定する原則を考慮する。

第七十三条 セーフガード措置

この協定の実施が特定のサービスの分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適切な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。そのような協議において、両締約国は、特定の場合における事情を考慮

し、かつ、当該協議の時点でサービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉が終了している場合には、当該交渉の結果を考慮する。

第八章 自然人の移動

第七十四条 適用範囲

1 この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2 この章の規定は、一方の締約国の自然人であつて、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3 この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、第七十六条の規定に基づく特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈 他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、第七十六条の規定に基づく特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条 定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第七十六条 特定の約束

1 一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞について適用される自然人の移動に関する当該一方の締約国の法令であつてこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2 いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条 要件及び手続

1 一方の締約国は、前条の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があつた場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するように努める。

3 一方の締約国は、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うに際して影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するように努める。

4 一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規

定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5 一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条 自然人の移動に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 附属書七に規定する追加的な交渉を含め、この章の規定に関連する問題について討議すること。
- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
- (d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七十九条 追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第九章 知的財産

第八十条 一般規定

1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分に於て、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進するために知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

3 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a) 第八十六条から第九十二条までの規定の対象となるもの

(b) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基

づくもの

4 両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

第八十一条 内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第八十二条 最恵国待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第八十三条 手続事項の簡素化及び調和

1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2 いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3 2の規定にかかわらず、締約国は、次のものを要求することができる。

(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の権利の移転に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に当該署名その他書類を提出した者を特定する方

法が真正であることについて疑う理由を明記する。

4 いずれの締約国も、出願人又はその代理人以外の者に対し、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性についての認証を要求することができない。

5 各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができる制度を導入し、及び実施する。

6 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って分類される。

7 各締約国は、特許、実用新案、意匠及び商標の権利の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度を改善するよう努める。

第八十四条 透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行う。

- (a) 少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録、商標の登録出願及び登録、並びに植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開するための適切な措置をとること。
- (b) (a)に規定する事項に関連する一件書類に含まれている公式の情報を利害関係者に利用可能なものとするよう努めること。
- (c) 知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆に容易に利用可能なものとするよう努めること。

第八十五条 知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び

普及の計画を含む。)を促進するための適切な措置をとる。

第八十六条 特許

1 各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2 1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従って決定することに影響を及ぼすものではない。

3 一方の締約国は、特許出願の公開の後に特許出願人以外の者が業として当該特許出願に係る発明を実施している場合には、自国の法令に従って、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人が当該一方の締約国の権限のある当局に対し当該特許出願を他の出願に先立って審査するよう求める要請を提出することができることを確保する。この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人又は当該要請を提出した者に対し、当該発明が実施されていることに関する証明又は当該出願に関連する先行技術に関する調査結果を提供するよう求めることができるものとし、また、問題となっている出願に係る発明と同一又は実質的に同一の発明について当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った特許出

願に関する最終決定であつて、当該他方の締約国又は当該第三国の特許に関する行政当局によるもの写しを提出するよう求めることができる。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人によるこのような要請が提出された場合には、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該特許出願を他の特許出願に先立って審査するよう努める。

4 各締約国は、特許権者が、特許請求の技術的範囲が限定されることを目的として、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関する行政当局に提出することができることを確保する。

第八十七条 意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従い、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十八条 商標

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第十五条から第二十一条までの規定に従い、商標の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十九条 著作権及び関連する権利

1 各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定に従い、著作権及び関連する権利の効果的な保護を確保する。

2 各締約国は、デジタル環境において著作権及び関連する権利を保護するため、自国の法令が適切な法的救済を伴って実施されることを確保する。

3 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するため、自国の法令に従い、適切な措置をとる。

第九十条 植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識する。各締約国は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努める。

第九十一条 地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第九十二条 不正競争

- 1 各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。
- 2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。
- 3 特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。
 - (a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為
 - (b) 競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張
 - (c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張
 - (d) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図等各締約国の法令に規定する目的のために、当

該他の者の保護された商号若しくは商標と同一若しくは混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

4 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

5 各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、並びに当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された材料及び道具の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害を補償するための賠償を請求することができることを確保する。

第九十三条 国境措置に係る権利行使

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条から第六十条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する。

第九十四条 民事上の救済に係る権利行使

1 各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができると合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するた
めに適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2 各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

3 各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するため、必要に応じて、自国の司法制度を改善するための必要な措置をとるよう努める。

第九十五条 刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、刑事上の手続及び刑罰を貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従って適用することを確保する。

第九十六条 協力

1 両締約国は、第八十条2の規定に従い、知的財産の分野において協力する。

- 2 この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。
- 3 この条の規定に基づく協力に要する費用は、できる限り衝平な方法で負担する。
- 4 第十三章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第九十七条 知的財産に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i) 特許についての問題

(ii) 意匠についての問題

- (iii) 商標についての問題
 - (iv) インターネット・サービス・プロバイダの責任についての問題
 - (v) 不正競争についての問題
 - (vi) 国境措置についての問題
 - (vii) 地理的表示についての問題
 - (viii) 行政上の救済措置についての問題
 - (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
 - (d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
- 4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第九十八条 安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協

定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章 競争

第九十九条 反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。このような目的のためにとられる措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

第一百条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

(b) 「競争法」とは、

(i) 日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii) ベトナムについては、競争法（法律第二七号／二〇〇四／QH一一）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第一百一条 反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

両締約国は、各締約国の競争法の効果的な執行に寄与するとともに、これらの競争法の適用に関連するすべての事項にわたり両締約国政府間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進の分野において協力する。このような協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議の形態により行うことができる。

第一百二条 技術協力

両締約国は、両締約国の競争当局が競争政策の強化及び各締約国の競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

第一百三條 第六條3及び第十三章の規定の不適用

第六條3及び第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第四百四条 雑則

- 1 この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。
- 2 この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。
- 3 この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国の政策又は法的立場も害するものと解してはならない。
- 4 この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第十一章 ビジネス環境の整備

第二百五条 基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第二百六条 政府調達

各締約国は、自国におけるビジネス環境を整備するに当たって自国の政府調達効率性を向上させることが重要であることを認識し、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行に従うことを条件として、次の事項を行うよう努める。

- (a) 政府調達に関する措置の透明性を高めること。
- (b) 政府調達に関する措置を公正かつ効果的な方法で実施すること。

第一百七条 ビジネス環境の整備に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 第九九条の規定に基づいて各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。
- (b) 自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び問題を解決するための方法を追求すること。

(c) 両締約国に対し、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。

(d) 適当な場合には、(c)に規定する勧告について、両締約国がとった措置について見直しを行うこと。

(e) 適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を公に利用可能なものとする。

(f) 合同委員会に対し、(c)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を速やかに報告すること。

(g) 作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置される他の小委員会と適当な方法で協力すること。そのような協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i) 検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii) 当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii) 当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv) 適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

3 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者で

あつて、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第百八条 協議の場

両締約国は、適当な場合には、この章の対象となる事項に関連している両締約国におけるビジネス環境の整備のための両締約国間の既存の協議の場を利用することができる。

第百九条 連絡事務所

1 各締約国は、当該締約国における連絡事務所を指定し、及び維持する。一方の締約国による連絡事務所の指定は、他方の締約国に通報される。

2 一方の締約国における連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a) 自国の法令その他措置であつて、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b) 自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c) 苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、自国の関係当局からの回答を送付

すること。

(d) 自国の関係当局と協力して、(a)に規定する者に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e) (a)から(d)までに規定する任務の遂行について、合同委員会、関連する小委員会又は前条に規定する既存の協議の場に対し所見を報告すること。

3 各締約国における連絡事務所は、苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4 一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であつて、2に規定するものについては、当該他方の締約国の政府が指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5 2から4までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第一百十条 第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章 協力

第百十一条 基本原則

1 両締約国は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での協力を奨励し、及び円滑にする。

- (a) 農業、林業及び漁業
- (b) 貿易及び投資の促進
- (c) 中小企業
- (d) 人材の管理及び養成
- (e) 観光
- (f) 情報通信技術
- (g) 環境

(h) 運輸

(i) 両締約国が相互に合意するその他の分野

第一百十二条 協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第一百十三条 実施

1 この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金その他の資源の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2 この章の規定に基づく協力の実施に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

第一百十四条 協力に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 第百十一条に規定する各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。
 - (b) この章の規定の効果的な実施及び運用に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
 - (c) 合同委員会に対し、この章の規定の実施及び運用に関連する問題に関する小委員会の所見及び小委員会がとった行動を報告すること。
 - (d) 6の規定に従って設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。
 - (e) 小委員会の規則及び手続を定めること。
 - (f) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。
 - (g) 合同委員会が第百十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
- 3 小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、小委員会が取り組む問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6 小委員会は、第一百一十一条に規定する各分野について、小委員会の下に、作業部会を設置することができる。作業部会の任務、組織その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第一百五十五条 次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章 紛争解決

第一百六条 適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関しこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4 2及び3の規定の適用上、紛争解決手続は、締約国がこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って仲裁裁判所又は紛争解決委員会の設置を要請し、又はこれらに紛争を付託したときに、開始されたものとみなす。

第百十七条 協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 協議の要請は、書面により提出されるものとし、並びに問題となつて特定の措置並びに申立ての根拠とされる事実及び法的根拠（該当する場合には、違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）を示すものとする。

3 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第一百八条 あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手續も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手續の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第一百十九条 仲裁裁判所の設置

1 第一百七十七条の規定に基づいて協議を要請した締約国であつて申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該

申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a) 協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b) 協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には三十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2 この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a) 違反があつたとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b) 申立ての根拠とされる事実

3 各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、い

ずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

4 両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従つて提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

5 いずれかの締約国が3の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が4の規定により第三の仲裁人を合意により任命することができない場合には、世界貿易機関の事務局長に対し、必要な任命をするよう直ちに要請するものとする。当該事務局長がいずれかの締約国の国民である場合には、事務次長又は次の地位の職員のいずれかのうちいずれかの締約国の国民でない者に対し、必要な任命をするよう要請するものとする。

6 仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

7 仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第二百二十条 仲裁裁判所の任務

1 前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

- (a) 必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。
 - (b) この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。
 - (c) 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。
 - (d) (c)に規定する認定とは別に、第二百二十三条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。
- 2 仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。
- 3 仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国と協議

の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第二百一十一条 仲裁裁判手続

- 1 この条に規定する規則及び手続は、仲裁裁判手続について適用する。
- 2 両締約国は、仲裁裁判所と協議の上、この条の規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができる。
- 3 仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の後七日以内に、仲裁裁判所の検討の日程を定める。仲裁裁判所のために定められる日程は、両締約国による意見書の提出について明確な期限を含むものとする。日程の修正は、仲裁裁判所と協議の上、両締約国間の合意により行うことができる。
- 4 仲裁裁判手続の場所は、両締約国間の合意により決定されるものとする。そのような合意がない場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は申立てを受けた締約国の首都において行い、その後は両締約国の首都において交互に行うものとする。

5 仲裁裁判は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

6 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

7 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

8 7の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができず。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

9 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

10 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

11 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

12 仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

13 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第二百二十二条 仲裁裁判手続の終了

両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第二百二十三条 裁定の実施

- 1 申立てを受けた締約国は、第二百二十一条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。
- 2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。
- 3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。
- 4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、当該申立てを受けた締約国が裁定を実施していないことを確認するため、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5 申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6 3及び5に規定するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

- (a) 当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。
- (b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。
- (c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
- (d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もつとも、当該分野におけるこ

の協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7 申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百十九条3から5までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間に合意する場合を除くほか、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第二百二十四条 費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四章 最終規定

第二百二十五条 目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二百二十六条 附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二百二十七条 改正

1 この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2 1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換す

ることにより行うことができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であつて、一方の締約国が附属書一に従つて他方の締約国の原産品に適用する関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書二

(c) 附属書三の付録

第二百二十八条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第二百二十九条 終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

中曾根弘文

ベトナム社会主義共和国のために

ヴー・ファイ・ホアン